

## 坂井地区広域連合居宅サービス利用者負担額軽減事業実施要綱

平成22年7月1日

告示第7号

改正 平成24年4月1日

改正 平成29年4月1日告示第15号

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する居宅サービス等を利用する生活困窮者に対し、利用者負担額の一部を軽減することにより、居宅サービスの利用の機会拡大を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要介護被保険者等 法第19条に定める要介護認定または要支援認定を受けた被保険者をいう。
- (2) 住民税非課税世帯 当該年度(4月から6月までの間は前年度)における住民税が、世帯主及びすべての世帯員について課されていない世帯または免除されている世帯をいう。
- (3) 利用者負担額 第4条に規定する対象サービスに係る10%相当の利用者負担額をいう。

### (対象者)

第3条 この要綱による軽減の対象になる者(以下「対象者」という。)は、坂井地区広域連合(以下「広域連合」という。)の要介護被保険者等であって、次の各号の条件のいずれにも該当する者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護者を除く。

- (1) 世帯員全員が住民税非課税であること。
- (2) 年間収入(給与、年金およびその他一切の収入をいう。)の合算額が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (3) 預貯金が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (4) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (5) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (6) 介護保険料を滞納していないこと。

(対象サービス)

第4条 対象者が利用者負担額の軽減を受けることができる対象サービス（以下『対象サービス』という。）は、法第43条に規定する居宅介護サービス費等に係る支給限度額及び法第55条に規定する介護予防サービス費等に係る支給限度額の範囲内で給付される、次に掲げるものとする。

- (1) 訪問介護
- (2) 訪問入浴介護
- (3) 訪問看護
- (4) 訪問リハビリテーション
- (5) 通所介護
- (6) 通所リハビリテーション
- (7) 認知症対応型通所介護
- (8) 小規模多機能型居宅介護
- (9) 介護予防訪問介護
- (10) 介護予防訪問入浴介護
- (11) 介護予防訪問看護
- (12) 介護予防訪問リハビリテーション
- (13) 介護予防通所介護
- (14) 介護予防通所リハビリテーション
- (15) 介護予防認知症対応型通所介護
- (16) 介護予防小規模多機能型居宅介護
- (17) 看護小規模多機能型居宅介護
- (18) 定期巡回随時対応型訪問介護看護
- (19) 地域密着型通所介護
- (20) 第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）
- (21) 第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）

(軽減額)

第5条 軽減額は、利用者負担額に2分の1を乗じて得た額とする。

2 前項の規定に関わらず、対象者がこの要綱以外の利用者負担額の減免制度（以下「他制度」

という。) の適用を受けている場合は、他制度を適用後、この要綱を適用する。ただし、他制度において利用者負担軽減額が 2 分の 1 以上となっているものは除く。

- 3 対象者が、法第 51 条及び第 62 条の規定による高額介護サービス費及び高額介護(予防)サービス費(以下「高額介護サービス費等」という。)の支給が見込まれる場合は、当該高額介護サービス費等が払い戻された後の利用者負担額についてこの要綱を適用する。
- 4 当該軽減額の算定において、1 円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

(認定申請)

第 6 条 利用者負担額の軽減を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、居宅サービス利用者負担額軽減対象申請書(様式第 1 号)に必要な書類を添えて広域連合の長(以下「広域連合長」という。)に申請しなければならない。

(審査及び認定証の交付)

第 7 条 広域連合長は、前条の規定による申請があったときは、その内容および所得状況を審査のうえ軽減の対象の可否を決定し、その結果を居宅サービス利用者負担額軽減対象決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するとともに、軽減の対象となった者には居宅サービス利用者負担額軽減対象認定証(様式第 3 号。以下「認定証」という。)を交付するものとする。

(認定証の有効期間)

第 8 条 認定証の有効期間は、申請日の属する月の初日から申請日後最初の 6 月末日までとする。

(認定証の返還)

第 9 条 認定証の交付を受けた者(以下「認定者」という。)は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく認定証を広域連合長に返還しなければならない。

- (1) 認定証の有効期限に至ったとき
- (2) 認定者が、転出又は死亡により被保険者でなくなったとき
- (3) 認定者が、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条に規定する居宅要介護被保険者又は同法第 53 条に規定する居宅要支援被保険者でなくなったとき
- (4) その他、認定証を必要としなくなったとき

(認定の取消し)

第 10 条 広域連合長は、認定者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、第 7 条の規定により行った軽減の対象の決定を取消すことができる。

- (1) 認定証を他人に譲渡又は貸与したとき
- (2) その他、認定証の使用に関し不正な行為があったとき

2 前項の規定により、軽減の対象の決定を取消しされた認定者は、認定証を返還しなければならない。

(利用者負担額の支払方法)

第11条 認定者は、広域連合と居宅サービス利用者負担額助成に係る受領委任払契約（以下「代理受領契約」という。）を結んでいる介護保険指定事業者（以下「指定事業者」という。）が行なう対象サービスを利用する場合は、あらかじめ指定事業者に被保険者証と認定証を提示し、軽減後の額を支払うものとする。

2 指定事業所は、前条の規定に基づき対象サービスを提供したときは、当該対象サービスに係る利用者負担額から第5条に規定する軽減額を差し引いた額を、認定者に請求するものとする。

3 認定者が代理受領契約を結んでいない指定事業者の対象サービスを利用する場合は、通常の介護保険利用者負担額を支払うものとする。

(助成金の申請)

第12条 指定事業者は、第11条第2項の規定に基づき対象サービスを提供したときは、当該対象サービスの介護報酬を国民健康保険団体連合会に請求した日の属する月の末日までに、居宅サービス利用者負担額助成申請書（様式第4号。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて、広域連合長に提出するものとする。

2 第11条第3項の規定により対象サービスを利用した認定者は、居宅サービス利用者負担額助成申請書（様式第4号-2）に領収書の原本を添付し広域連合長に請求するものとする。

(助成金の決定)

第13条 広域連合長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、助成金の交付を決定し、居宅サービス利用者負担額助成決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(助成金の請求)

第14条 前条の規定により決定を受けた指定事業者は、居宅サービス利用者負担額助成金請求書（様式第6号）により広域連合長に請求しなければならない。

(助成金の返還)

第15条 広域連合長は、偽りその他不正の行為により、この要綱による助成を受けた者があるときは、その者からすでに助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

(特例)

第2条 第9条の規定にかかわらず、平成22年8月31日までに第7条に規定する申請があつた場合は、認定証の有効期間の起算日を平成22年7月1日とする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第15号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。